

平成 27 年度 県立水俣高等学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、本校では、いじめの防止等のため、平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「対策推進法」という。）を踏まえ、文部科学大臣が平成 25 年 10 月 11 日に決定した「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）と平成 25 年 12 月 26 日に熊本県が策定した「熊本県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）に基づいて、いじめ防止基本方針を策定する。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。防止等の対策は、以下のことを旨として行う。

- すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにすること。
- いじめが行われなくなるようにすること。
- いじめとは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということを生徒が十分に理解して、いじめを認識しながら放置することがないようにすること。
- いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、家庭、地域その他の関係者と連携の下、いじめの問題を克服することを目指すこと。

2 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。＜いじめ防止対策推進法第2条＞

3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

- （１）本校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ防止等対策委員会」（以下「対策委員会」とする。）を設置する。
- （２）「対策委員会」は、外部専門家（有識者）、管理職に加え、全日制の各学年主任、生徒指導部主任、人権教育部主任、特別支援コーディネーター、教育相談員、養護教諭、および定時制の人権教育部主任、養護教諭から構成される。
また、全日制では「対策委員会」から外部専門家を除いたものを、定時制では生徒指導主事、特別支援コーディネーターを加えたものを「いじめ防止等対策校内委員会」（以下「校内委員会」とする。）とする。
- （３）対策委員会の会議を学期に１回開催し、現状把握、対策等について協議する。
いじめ問題が発生した際には、「校内委員会」が中心となってその対応にあたる。

4 年間計画等

- （１）年間取組みについて（計画・評価・検証）
 - i 年度当初にいじめ防止等に関する年間計画等について全職員で確認をする。
全日制では各部会において関連する取組みについて確認し、計画を立てる。

- ii 「対策委員会」は学期に1回、「校内委員会」、職員全体の会議は必要に応じて行うものとする。
- iii 2学期末から3学期の初めにかけて、職員に防止等に関する取り組みについてのアンケートを取り評価を行う。
- iv 職員アンケートの結果を資料として、3学期の「対策委員会」で年間の取り組みについて検証を行う。その後、年度末反省の際に職員全体で検証・確認をする。
- v 年度末反省をもとに、次年度の取り組みを計画する。

(2) いじめの未然防止の取り組み等

学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」生徒を育てる。また、自他の意見に相違があっても、互いを認めあいながら調整し解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを考えることができる力、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てるよう、校内では防止のための取り組みを以下のように実施する。

- i 学校の教育活動全体を通して、全職員で道徳教育や人権教育活動、体験活動等を推進する。
- ii 学校では、未然防止等のために必要に応じて研修を行う。
- iii 年度当初に職員全体で本校の「いじめを許さない」宣言文を確認する。
また、各クラスでも「いじめを許さない」宣言文の内容について確認して掲示する。
- iv 県教育委員会が主催する「心のきずなを深める月間（6月）」中に、生徒一人ひとりが自分の言動について見つめなおす機会を作り、心のきずなを深めるための標語作りに全生徒が取り組む。
- v 従来どおり巡回面談期間を設け、生徒が面談を希望する職員と話をする機会を設ける。
- vi 各学期に1回の人権教育LHRでは、いじめやコミュニケーション、情報モラル、自他の言動等について生徒が考えることができるようなテーマを取り上げる。
- vii 「命を大切にする」心を育む授業の取り組みも活用する。
- viii 生徒同士のつながりを作り深めていくために、生徒主体の学校環境づくり（クラスマッチや投書箱等）を進め、活動を継続する。

(3) いじめの早期発見

- i 各学年や各部など全職員が連携をとり、生徒のささいな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
- ii これまで行われていた「心のアンケート」に加え、学校生活についてのアンケート【別紙①】を実施する。
- iii 教育相談室を整備・維持し、生徒への周知を図り、来室する生徒の相談にあたる。
- iv 巡回面談を実施する。面談の中で「いじめの有無」を確認し、個々の対応を通して全校生徒の実態把握に努める。得た情報等については「校内委員会」と共有し、迅速に事後対応にあたる。
- v 「熊本市子どもいじめ相談電話」や県立教育センターにおける教育相談等いじめに関する通報及び相談を受け付けるための相談機関に関する情報を生徒に周知徹底する。

(4) いじめへの措置

- i いじめに対しては、本校の「いじめ問題対応マニュアル」（以下「対応マニュアル」という。）【資

料1】に従って迅速かつ適切に対応する。

- ii いじめが発見された場合、学校は直ちに実態把握のために関係の生徒に聞き取りを行う。
- iii 実態把握については生徒指導部が中心となり、把握した内容について「校内委員会」でも協議を行い、各方面（家庭や教育委員会等）に対応する。
- iv いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行う。
- v いじめた生徒に対しては、停学指導等の特別指導を行い、いじめ行為を直ちに止めさせる。
- vi いじめに関連した集団に対しては、クラス・各科・学年・学校全体で指導を行うものとする。

（５）家庭や地域との連携について

- i PTA 総会の際に、学校側はいじめ防止の基本方針、宣言文や現状等について説明するものとする。
- ii 保護者にチェックシート【別紙②】を記入してもらい、家庭でもいじめ防止・早期発見を図ってもらい、学校と家庭との連携強化を図る。
- iii 家庭からいじめに関する連絡があった場合、「対応マニュアル」に従ってクラス担任・学年主任等で内容を確認して対応する。

５ 重大事態への対処

- i 「対策推進法」第28条により、学校は重大事態については「重大事態への対応マニュアル」をもとに対処する。
- ii 学校は、「県の基本方針」にあるように次のような場合を重大事態ととらえて、県と一体となって速やかに実態を把握し、その内容を県教育委員会を通じて知事へ報告をするものとする。
 - 生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な損害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合
 - いじめにより相当の期間（年間30日が目安）を欠席することを余儀なくされている場合
- iii 重大事態の緊急対応（生徒が自殺を企画した場合）については、「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」により対処する。

６ その他（調査等について）

- i 調査は、生徒指導部を中心として「校内委員会」と協議・検討しながら実施する。
- ii 「県の基本方針」にあるように調査は、以下について可能な限り明確にする。
 - 事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような状況であったか。
 - いじめを生んだ背景や事情はどのようなものか。
 - 生徒の人間関係にどのような問題があったか。
 - 学校・職員がどのように対応したか。
- iii いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係を説明する。情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど十分に留意して行うものとする。

学校生活についてのアンケート（案）

このアンケートは、みなさんが楽しく充実した学校生活を送るためのものです。
素直な気持ちで正直に教えてください。

今年度の4月から現在までのことについて、1～8の質問の答えとしてあてはまるものを選び、○をつけてください。書いてもらった内容に関しては、担任が責任を持って取り扱い、秘密は保持します。また、9～11の質問については具体的な内容や考えを書いてください。

	質 問	な い	あ る		
			週に何回か	ほぼ毎日	今も続いている
1	冷やかされたり、からかわれたりする。				
2	悪口や嫌なことを言われる。				
3	仲間はずれにされたり、無視されたりする。				
4	強くぶつかられたり、けられたりするなどの暴力を受けている。				
5	金品を要求されている。				
6	自分の持ち物がなくなる（隠される・盗まれる）。				
7	嫌なことや恥ずかしいことを無理にさせられる。				
8	SNS（LINE や Facebook）で嫌なことを書かれる。				

9 上の1～8の質問で、「週に何回か」「ほぼ毎日」「今も続いている」に○をつけた人は、どのようなことが具体的に書いてください。

10 上の1～8の質問のような行為を見たり聞いたりしたことがある人は、どのようなことが具体的に書いてください。

11 その他、学校生活や家庭で困っていることがあれば、書いてください。

※自分の番号・名前を書いてもよいという人は、下の空欄に記入してください。

（ ）年（ ）組（ ）号 名前（ ）

子どものサイン発見チェックリスト（案）

以下の項目を参考に、お子さまの様子を観察してみてください。当てはまる項目があり、それが度重なるようでしたら、学校まで本チェックリストを提出いただき、御相談をお願いします。

項 目	○	×
1. 表情が暗くなり、言葉数が少なくなった。		
2. 学校のことをあまり話さなくなった。		
3. 朝から体の不調を訴え、学校を休みたがるようになった。		
4. 感情の起伏が激しくなり、親や兄弟姉妹に反抗したり、八つ当たりしたりするようになった。		
5. すり傷やあざ等のケガがよく見られるようになった。		
6. 家族との会話を避け、部屋に一人でいることが多くなった。		
7. 友だちからの電話に、暗い表情が見られるようになった。		
8. 学用品や私物をなくしたり、壊すことが増えた。		
9. 教科書やノートに落書きをされたり、破られたりすることがあった。		
10. 衣類が破れていたり、汚れていることが増えた。		
11. 以前に比べると、食欲がなくなった。		
12. 特に理由もなく深夜まで起きており、朝から決まった時間に起きることができなくなった。		
13. 以前に比べると、言葉遣いが乱暴になった。		
14. 家から品物やお金を持ち出したり、金品を要求したりするようになった。		
15. 不審な電話や嫌がらせの手紙などが来るようになった。		
16. 友だちからの電話や連絡等で、急に外出することが増えた。		
17. 携帯電話やインターネットのメールなどを頻繁に気にするようになった。		
18. 何に対しても投げやりで、集中力が続かないようになった。		
19. 「引っ越しをしたい」「転校したい」と言うようになった。		
20. 友だちへの口調が、命令をする口調になっている。		
21. お金の使い方が荒くなり、家で買い与えた物ではない物を持っている。		
22. 家で与えた以上のお金を持っている。		
○気づいたことなど		

※ この表は「いじめ対応の手引き」（平成19年3月発行）の「子どものサイン発見チェックリスト」に修正を加えて作成したものです。